

第 66 回調査研究委員会報告書

1. 日 時 令和 4 年 8 月 10 日(水) 13 : 00~15 : 40

2. 場 所 各事業所等 (リモート)

3. 出席者	調査研究委員長		泰 楽 秀 一
	調査研究委員	北海道地区	道 端 忠 志
	同	東北地区	須 賀 律 人
	同	北陸信越地区	島 田 涉
	同	関東地区	吉 岡 一 三
	同	中部地区	大 原 孝 司
	同	関西地区	松 本 礼 士 郎
	同	中国地区	定 光 純 一
	同	四国地区	竹 本 健 治
	同	九州地区	小 村 賢 一 郎
	担当副会長		山 元 康 史
	会 長		小 倉 龍 一 (欠席)

4. 挨 拶

定光副委員長より開会宣言があった後、泰楽委員長、今回ご参加頂いた山元副会長より挨拶がおこなわれた。

5. 議 題

議題 1 本年度調査研究委員会 事業計画等の協議

○指数対応単価・レバーレートの研究および多様教育の構築

①委員会作成のレバーレート計算式の普及促進の方法

各地区へ告知のタイミングを合わせるため、泰楽委員長名でのオフィシャルな告知案内文書を作成し、全国に配信したい。また、他のチームの研究内容も足並みを揃え、同時に配信できるようにしたい。

②自社レバーレートを見積りに反映する事に関しての問題点模索

(交渉が出来ている方と、決裂している方の比較)

チームとして、まずは「自社レバーレートで交渉したいが、自身が持てない方」に対して根本的な問題点から着手していく。「自社レバーレート算出の重要性」を周知徹底

し、自社レバーレートに対する理解をして算出する会員を増やすことに特化した活動をするを主眼に置く。日車協連HPに、泰楽委員長による自社レバーレート算出方法を細かく伝える動画がアップされているので各地で足並みを揃えて発信できると良いと考える。

(各委員からの意見として)

- ・ 自社レバーレート算出によって、レートが下がる場合もある。そういった事業所についてはどう説明するのか？
- 自社レバーレート算出でレートが下がる場合、その事業所は適正な原価設定がされていないという事実がある以上、人件費・設備・コンプライアンスに目を向け、予算の見直しに役立てて欲しい。(泰楽委員長)
- ・ 今のところ钣金塗装業専門向けの動画しかないなので、販売や車検等の他部門のある事業所向けの動画も今後追加していく。

○廃棄物への対応

- ① 組合員に対する産業廃棄物処理に関わる委託や費用に関する啓蒙活動をする。
- ② 産業廃棄物の適正な処理に対するルートの推奨やマニフェストを中心としたコンプライアンスへの実態調査及び教育。
- ③ 車体整備業から排出された産業廃棄物(交換部品)の自動車リサイクル法への適応の実現。

一般廃棄物に関するパンフレットを作成し、計算式も含めて各単組・事業所に配布する。全国の事業所の考え方や計算方法を統一し、一般カーユーザー、ディーラー、損保会社に至るまで、全ての修理案件に対して分け隔てなく請求するようにする。組合主導で足並みを揃えて展開していく必要がある。

(出席委員からの意見)

- ・ 例えば、「バンパーの廃棄一つにつき〇〇円」といったように具体的な金額を提示すると事業所は着手しやすいのではないかと
- 組合として金額を決めてしまうと、談合になる恐れがある。

○材料チーム

- ① 令和4年度の事業計画として、材料代(仕入れ値上昇)を調査する。
- ② Google フォーム、FAX、支部会等での配布によりアンケートを実施する。アンケート結果のフィードバックは令和5年6月に行う。
- ③ アンケート回収率80%を目指し、管理体制を構築する。
- ④ 質問内容は現在作成中。

(出席委員からの意見)

- ・ 昨今、原材料の高騰が続いている状況なので、フィードバック時期はもっと早めるべきではないか。
- ・ メーカーから配布される値上げ通達文書を保険会社に見せるのも有効かも知れない。

○その他

ヒュームについて情報共有 (進捗確認)

(出席委員からの意見)

- ・ 本件に限らず、単組同士の連携を保つため、各単組から調査研究委員・技術委員・教育委員・経営委員を選出してもらえないか、理事会で検討してほしい。

議題 2 各連協 (地区) より報告・共有事項等

- ・ 7月末に宮崎県から自社レートについての通達書を各保険会社に提出した。損保会社は様子を見ているといった様子。JAからは、会議を開き内容を協議すると連絡があった。
- ・ 山形県でもレートについて通達を出し、組合員がそれぞれ自社レートを算出できるようにするといった動きがある。
- ・ 長野の藤原理事から提供された資料を共有した。関西ペイントとカーディーラーが、塗料の材料・副資材の料金設定が適正であるかを検証した内容。
- ・ 長野県では、保険会社との間で過失案件での代車料金を受ける合意をしていたが、最近になって反故にされるケースが出てきた。他の地域ではどうか？
→そもそも10:0の時にしかもらえない。(大原委員) もらえないことが分かっている。最初から申請していない。(島田委員) 過失のある場合は結局客の負担になるので、請求していない。他の事業者の中には、もらっているところもあると聞く。(松本委員) 大阪では、最近出るようになってきた。(山元副会長)
- ・ ロードサービスの代車特約において、季節によるかもしれないが、エアコンの故障の場合は代車を借りられる。
- ・ ヘッドライトの片方が破損し、修理・交換する際、もう片方の破損していないライトのくすみをコーティングした場合、保険が認められた。

議題 3 その他

○その他の議題・事務連絡・次回までの課題等

特になし。

議題 4 次回開催日の決定

○開催日時 令和 4 年 11 月 9 日（水）13:00～16:00

○開催場所 各事業所

以上のおり調査研究委員会の提出議案の全ての審議を終了し、山元副会長の講評の後、大原副委員長の閉会挨拶が行われ 15 時 40 分に閉会した。